

「人への投資」支援事業補助金 Q & A

<事業概要>

当補助金は、県内中小企業が生産性の向上または事業の拡大等を目的として短期間の研修等に従業員を参加させた場合の企業負担を補助し、県内中小企業における自発的な人材育成の取組みを促進することを目的としています。

【対象となる訓練について】

Q 録画された講義等をインターネット上で視聴するオンデマンド型の研修に参加した場合、補助対象となるか

A 対象とならない

インターネット等を介した通信訓練については同時双方向型の研修のみ補助対象です。

Q 自社の従業員が講師を務める場合、補助対象となるか

A 対象となる

ただし、以下のいずれかに該当する従業員が講師を務め、通常業務外に行う場合のみ対象となります。

ア 当該教育訓練の内容に直接関係する職種に係る職業訓練指導員免許を有する者

イ 当該教育訓練の内容に直接関係する職種に係る1級の技能検定に合格した者

ウ 当該教育訓練の科目・職種等の内容について専門的な知識若しくは技能を有する指導員又は講師（当該分野の職務にかかる実務経験（講師経験は含まない）が10年以上の者）

Q 定額で複数の研修が受講できるサブスクリプション型の研修を受講した場合、補助対象となるか

A 対象とならない

受講可能な研修の合計時間が10時間を超えることが想定され、10時間未満の教育訓練とは言えないため補助対象となりません。

Q 資格試験の受検に要する負担は補助対象となるか

A 対象とならない

資格試験の結果向上のための研修に要する負担は補助対象となりますが、資格試験そのものの受験費用等は対象となりません。

Q 企業の事業実施に際して法令等で受講が義務付けられている講習を受講した場合、補助対象となるか

例) 労働安全衛生法に基づく講習、食品衛生責任者資格取得に係る研修

A 対象とならない

受講が必須のものであり、企業の自発的な人材育成の取組みとはいえなため補助対象となりません。

Q 業務に用いる機器等の操作説明会や、国や自治体を実施する制度説明会等への参加は補助対象となるか

A 対象とならない

通常の事業活動として実施されるもので、自発的な人材育成の取組みとはいえなため補助対象となりません。

Q 県外で行われる研修に参加した場合、補助対象となるか

A 対象となる

ただし経費については、その発生に研修実施に係る合理的理由が認められるものにより補助対象となります。

【対象となる経費について】

Q 自社の従業員が講師を務める場合、講師の謝金や賃金は補助対象となるか

A 対象とならない

ただし、受講生の賃金については補助対象経費に含めることができます。

Q 研修で紹介があった教材や書籍を購入する場合、その代金については補助対象となるか

A 対象とならない

教材や書籍の購入費用については、研修機関や講師から指定されて購入したもので、研修の実施に必須のものにより補助対象経費に含めることができます。

Q 訓練期間中の賃金について、各種手当等も補助対象となるか

A 対象とならない

割増賃金の時間単価を算定する基礎賃金部分のみ対象となります。

【その他】

Q 同年度内に複数回の研修を行い、複数回の申請を行うことは可能か

A 可能

ただし、1年度あたり10万円／社を上限とします。

(賃上げ等要件を満たす場合は15万円／社)

Q 特定の従業員が、同一年度内に複数回、研修に参加する場合、補助対象となるか

A 対象となる

ただし、それぞれの研修が概ね10時間未満で完結するものである必要があります。

Q 既に「社員ファースト企業宣言」を行っているが、「賃金の引き上げ」を含まない形で宣言している場合、補助対象となるか

A 対象となる

ただし、「賃金の引き上げ」を含む形で再宣言が必要です。